

議員提出議案第 8 号

総合計画検討特別委員会設置に関する決議

上記の議案を別紙のとおり，守谷市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

令和 2 年 9 月 1 8 日 提 出

守谷市議会
議長 高 橋 典 久 様

提出者 議会運営委員会
委員長 梅 木 伸 治

令和 年 月 日原案 決

総合計画検討特別委員会設置に関する決議

次のとおり、総合計画検討特別委員会を設置する。

記

- | | | |
|---|-------|-------------------------------|
| 1 | 名 称 | 総合計画検討特別委員会 |
| 2 | 設置の根拠 | 地方自治法第109条及び守谷市議会委員会条例第6条 |
| 3 | 付議事件 | 第三次守谷市総合計画に関する調査研究 |
| 4 | 委員の定数 | 10人 |
| 5 | 調査期間 | 設置の日から付議事件に掲げる調査研究が終了するまでとする。 |

提案理由（議員提出議案第8号）

提案の理由を申し上げます。

守谷市の未来と長期的なまちづくりの指針となる第三次守谷市総合計画策定に当たっては、議会としても計画策定段階から積極的にかかわり、市民の視点に立った計画とするために「総合計画検討特別委員会」を設置するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。